

税に関する歴史及び公民の教科書分析

金子幹夫*, 重松克也**

How are taxes described in high school ‘history’ and
‘Political and Economics’ textbooks?

KANEKO Mikio, SHIGEMATSU Katsuya

0 はじめに

社会科研究における教科書分析の多くは、教科内容（知識）に焦点づけられてなされてきたといえよう。特に現実の社会についての知識理解を向上させる上で、人文・社会諸科学等の知見からの教科書記述分析は欠かせないといえる。ただそうした分析がかかえる大きな課題の一つに、他領域・他分野との整合性に対する十全とはいえない配慮がある。

例えば、国に関する記述は歴史的分野や地理的な分野や公民的分野でなされている。だが国がクニ、国、領国、国家等いずれを指し示すのかは、それぞれの記述内容の背景となっている社会事象を捉える枠組みに規定されている。学習者はそうした枠組みに対する理解とともに用語・概念の理解をしなければならない。

ところが社会事象を捉える枠組みの習得には当然のことながら、そこで用いられている用語・概念の習得なくしては成り立たない。だが、一つ一つの用語・概念の習得を積み木のように重ねていけば、社会事象を捉える枠組みが自然に習得できるわけではないことは、戦後社会科教育実践が常に直面してきた大きな課題の一つだといえよう。言い換えれば、学ぶ側（いわば日常知）と教える側（社会科教育における知）とのつながりが容易でないという課題である。

本研究が問題にしたいのは、日常知と社会科における知とのつながりを困難にしている要因として、様々な学問領域によって支えられている社会科における知自体の不整合さである。それは中学校、高等学校のいわば分化した社会科教育で尖鋭的にあらわれる課題である。その課題を克服しなければ、歴史・地理・公民それぞれの分野で学習した成果は総合化されにくく、学びも分野内にとどめ置かれるだろう。

ただ、そのような課題を拙速に解決しないためには、まずは教科書記述について分野間での相違に着目する研究が必要だと思われる。本研究はそうした問題関心のもとで、社会事象を捉える枠組みおよび用語・概念等でその意味内容が大きく異なる事例の一つとして、歴史的分野と公民的分野における税・租税が挙げられよう。

* 神奈川県立三浦初声高等学校

** 横浜国立大学教育学部

というのは、公民的な分野では当然のことながら、現代における税制度と日常知における税との乖離を埋めることにその関心事がある。その乖離が埋められていくつまり近現代社会の税制度が理解されても、その枠組みや概念内容を歴史学習にそのまま用いると国家や社会が異なる時代における税制度をとらえられない。また、歴史学においては古代から現代に渡る研究は専門化し細分化して進展している傾向にある。税制度に対する単純な把握はしえない。

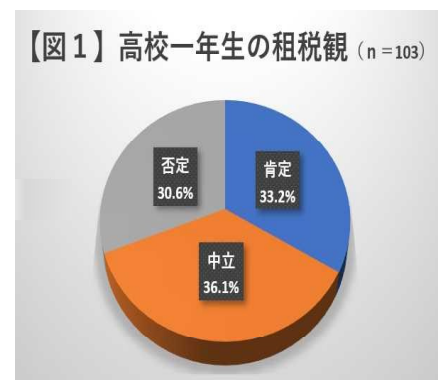
再度の確認となるが、そうした諸課題を克服するためには授業改善（カリキュラム改善も含めて）が必要であるが、生徒の税認識やそれに伴った国家制度・社会制度の認識を解明する必要がある。その解明の基礎的な研究として、教科書分析を行うのが本研究である。

1 問題の所在

1-1 高校生の租税観

1-1-1 アンケート調査から

高校生は税についてどのような印象を持っているのか。【図1】は、高等学校1年生 103名を対象に調査した結果である^{*)}。円グラフから税について肯定・中立・否定的な印象を持つ生徒がどれも30%台を占めていることが読み取れた。そうした印象の背景を探るため「これまでに歴史的な分野で学習した税と公民的分野で学習した税とでは社会の仕組みがどのように異なるのか」という設問を示し自由記述形式で回答し



てもらった。その結果、複数の生徒が「歴史的な分野で学習する税は米で納めるものであり、公民的分野で学習する税は現金で納めるもの」と記述した。また「現代の税は義務であり国民のために使われるが、昔の税は権力者が全部自分のものにしてきた」、「歴史的な分野で学習する税に消費税はないが公民的分野で学習する税には消費税がある」、「歴史的な分野と公民的分野の両方に登場する税には違いがない」等という記述もみられた。一部の生徒に対する調査ゆえに一般化を性急的はかっではないが、前近代と近代以降それぞれにおける異なる税について混乱とも言える認識状況が浮き彫りとなったとは言えよう。

1-1-2 税の認識を混乱させる要因としての指導

なぜ税について混乱したまま認識してしまうのか。本小稿ではそうした大きな問題の解明を直接的には取り組めないが、税の認識を混乱させる指導が介在しているのではないかと推測する。その推測に基づいて、まず歴史的な分野及び公民的分野の教科書分析に取り組む必要があるのではないかと。その理由は次のとおりである。

何よりも、歴史的な分野及び公民的分野の教科書には、税に関する記述が散見できる。ところが、それら2つの分野における教科書を一見するだけでも、税という用語が示す内容や分脈が異なっているのは明らかである。

歴史的分野の教科書に記述されている税は、権力者が全部自分のものにしており、被支配者のとって厳しいものであったのかについて記述されている感が否めない（例えば、中学校の教科書には「幕府や藩の政治改革が進められるなかで、領主による年貢の取り立てと商品作物の安い買い上げにより、生活に苦しむ百姓が増えました」*2とある。「地頭は、荘園・公領の土地の管理や治安維持の役目もち、年貢の取り立てもするようになった」*3という記述もみられる。中学校社会科教科書の記述は、力を持っている者が被支配者から税を奪い取るというメッセージを発信している）。

中学校よりも歴史（学）の論理を踏まえた高等学校の歴史的分野の教科書では、税に関してどのような記述をしているのだろうか。それを正確に明らかにする必要があるだろう。同様に高校における公民的分野の教科書が税をどのように記述しているのか。それら2つの分野の教科書における税の記述は、どのような異同があるのかについて明らかにする。

1-2 研究の目的

本研究の目的は、高等学校歴史的分野と公民的分野の教科書が税をどのように表現しているのかを明らかにすることにある。歴史的分野では「日本史B」を、公民的分野では「政治・経済」の教科書を分析対象とする。つまり、本研究は、税に関する混乱を克服する高校社会認識系の授業づくりにおける基礎研究となっている。

1-3 研究の方法

1-3-1 分析対象

研究の主たる方法は教科書記述の分析である。分析を行った教科書は次の【図2】と【図3】で示したとおりである。

【図2】「日本史B」の教科書

『新選日本史B』東京書籍 2017年
『高等学校日本史B』清水書院 2017年
『高校日本史B新訂版』実教出版 2017年
『詳説日本史B』山川出版 2015年

【図3】「政治・経済」の教科書

『高等学校新政治・経済』清水書院 2014年
『最新政治・経済』実教出版 2015年
『政治・経済』東京書籍 2015年
『高等学校政治・経済』第一学習社 2013年

1-3-2 分析の枠組み

「日本史B」の教科書分析では、支配者・被支配者と税の動きを読み取るための枠組みについて【図4】に示したとおり5つ設定した。

【図4】「日本史B」教科書分析で設定した枠組み

- ①－1 力による統治と読み取れる記述（以下 歴史①－1 と略記）
 - －2 呪術力による支配と読み取れる記述（以下 歴史①－2 と略記）
 - －3 中国の後ろ盾による支配力の強化と読み取れる記述（以下 歴史①－3 と略記）
- ② 民衆の生活が読み取れる記述（以下 歴史②と略記）
- ③ 税・財政の記述（以下 歴史③と略記）

歴史学者大内透の知見によれば「民衆から租税を徴収し、それを中央に集め、国家運営の経済的基礎を得ることは、いつの時代も国家がある限り変らないし、いかに経費を確保するかに国家の特徴も表れてくる」^{*4}。その知見を援用した。

歴史①－1は、弱肉強食による野蛮な社会の中で、支配者が力による統治を背景に税を集めたという記述をまとめるものである。歴史①－2は、支配者がもつ呪術力を背景とした税を集めたという記述をまとめるものである。歴史①－3は、支配者が中国の力を背景に税を集めたという記述をまとめるものである。歴史②は、被支配者である民衆の生活が既述されているところをまとめるものである。歴史③、税そのものが説明されている記述及び税に関連して繰り返し登場する財政・戸籍の記述をまとめるものである。

「政治・経済」の教科書分析では、次の三つの枠組みを設定した【図5】。

【図5】「政治・経済」教科書分析で設定した枠組み

- ①国家権力と公民との関係についての記述（以下 政経①と略記）
- ②ルールによる統治と読み取れる記述（以下 政経②と略記）
- ③税・財政の記述（以下 政経③と略記）

政経①は、国家権力と公民との関係が歴史的にどのように変容してきたのかという記述をまとめるものである。政経②は、人による支配から法による支配に移行する場面がどのように記述されてきたのかをまとめるものである^{*5}。政経③は、税そのものが説明されている記述及び税に関連して登場する財政の記述をまとめるものである。

【図4】と【図5】では、歴史③と政経③が共通した枠組みになる。共通の枠組みを設定した目的は、「日本史B」及び「政治・経済」で共通して記述されている「税・財政」がどのように記述されており、発信しているメッセージがどのように異なるのかを明らかにするためである。例えば、「日本史B」の教科書では「富裕な女性など、成年男子以外からも税をとることができるので、政府の重要な財源であった」^{*6}というように税を「とる」と表現している。一方の「政治・経済」では「租税は、税法に従って強制的に賦課される」^{*7}と表現している。また、財政という用語についても「日本史B」の教科書では「渡来人のなかには秦氏・漢氏などのように、のちにヤマト政権の財政や外交文書の作成などにかかわる氏族もあった」^{*8}というように大和政権の財政について記述している。一方経済学者神野直彦は「1869（明治2）年に福沢諭吉が『財政論』を著すまでは、財政とい

う言葉は存在しなかったといわれている。」^{*9}と指摘している。歴史的分野と公民的分野の両方に登場する財政という用語は、それぞれの内実やメッセージは異なっている。歴史③と政経③では、歴史的分野と公民的分野の両方に共通して記述される用語の使われ方を比較した。

2 教科書記述についての分析

2-1 学習指導要領の分析

教科書記述分析の前に、教科書記述を規定する学習指導要領を分析する^{*10}。

2-1-1 学習指導要領「日本史B」の記述分析

「日本史B」における『古代国家の形成と展開』については、原始の社会の概容とその変化にも触れ、小国の形成や互いの抗争と邪馬台国によるそれらの連合、大和政権による国内統一、律令に基づく国内統治体制の整備、奈良時代に至る政治の動向等について、東アジア世界との交流によってもたらされた文物・制度の影響にも着目しながら考察させる^{*11}とある。ここから読みとれることは次の四点である。第一は大和政権により統一されたこと、第二は国内統治体制が整備されたこと、第三は律令により支配者と被支配者が登場したこと、第四は東アジア世界から影響を受けたことである。高校生は以上の四点をもとに考察をすすめることになる。

『古代国家の推移』については、東アジア世界との関係の変化、諸地域における土地と人々に対する支配体制の動揺、公領の変質や荘園の拡大と武士の登場、摂関政治の展開や院政の成立などに着目して、律令体制の再編と変質について考察させる^{*12}とある。ここから読み取れることは次の四点である。第一は、古代国家と東アジア世界との関係を見ること、第二は諸地域で支配者が土地と人を支配しているが、その体制が揺らいでいること、第三は武士が登場すること、第四は支配者達の構成が変化し、支配者が被支配者を支配する社会体制が変容したことについて考えさせるということである。

学習指導要領における『古代国家の形成と展開』及び『古代国家の推移』からは、税そのものの扱いが不明確であることがわかる。古代国家は農民から税を集めて国家を運営している。税の集め方、使われ方についての記述が不明確なままでは、高校生に税を学習させることが困難になる。

2-1-2 学習指導要領「政治・経済」の記述分析

ここでは、税に関連する用語そのものがどのように記述されているのか、税を集める者と納める者との関係をどのようにとらえているのかを読み取る。

「現代の政治」では「法の支配については、ただ単に法に基づいて政治を行うことではなく、人権の保障を目指す法の下に政治権力を従属させることによって、為政者の恣意的支配を排除し、国民主権を確立し人権保障を確保しようとする民主政治に不可欠な原理であり、個人の尊厳と法の下の平等を求めるものであることを理解させる」^{*13}とある。

上記の引用からは次の三点を読み取ることができる。第一は、法は人権の保障を目指すということである。第二は、法の下に政治権力を従属させるということである。第三は、為政者の恣意的な支配は排除するということである。税を納める者の権利は保障され、税を集める者の力は法に従うことになる。また税を集める者は法にもとづかない徴税をできないということになる。

「現代の経済」では「租税に関しては、税制度の基本を理解させるとともに、国民生活における租税の意義と役割、公平で適切な負担の在り方について考察させる。その際、国民が納税の義務を果たすとともに、納税者としてその使途について関心をもつことが大切であることを理解させる」^{*14}とある。租税については次の四点を読み取ることができる。第一は税制度の基本を理解させることである。第二は租税の意義、役割、負担の在り方について考えさせることである。第三は納税の義務を果たす大切さを理解するということである。そして第四は税の使い道について関心をもつことが大切さを理解することである。「公民科」の学習指導要領では、国民の義務として「政治参加の義務」、「納税の義務」、「法を遵守する義務」を理解しなければならないとしている^{*15}。

3 教科書記述についての分析 ～「日本史B」～

3-1 力による統治と読み取れる記述

「日本史B」の教科書には税についてどのように記述しているのだろうか。既述のように税を集める者と税を納める者との関係を教科書から読み取った。第1番目の枠組みである古代国家形成に関連する歴史①-1について比較した結果は、次の【図6】のとおりである。

【図6】力による統治と読み取れる記述

『高校日本史B新訂』 実教出版 2017年	『新選日本史B』 東京書籍 2017年	『高等学校日本史B』 清水書院 2017年	『詳説日本史B』 山川出版 2017年
<p>①「ヤマト政権の大王は鉄資源の掌握をすすめ、軍事統率者としての性格を強めた。その結果、ヤマト政権は、他地域の勢力よりも優位にたつことができた」</p> <p>②（4世紀には）「朝鮮のすぐれた生産技術や鉄資源を求めたヤマト政権は、弁韓の地域に成立した加羅諸国に4世紀後半、百済とむすんで出兵した。さらに新羅を圧迫し、北方の高句麗とたたかった」</p> <p>③「朝鮮半島南部で得た生産技術や鉄資源などによって、ヤマト政権の軍力と経済力は強大化し、国内の統一は急速にすすんだ」</p> <p>④「ヤマト政権の支配下にはいった各地の豪族は、首長である氏上を中心に氏とよばれる同族集団を組織してヤマト政権に奉仕し、かわりに田荘という田地、部</p>	<p>①「大和王権は軍隊を朝鮮半島に送って高句麗と戦ったとみられる」</p> <p>②「5世紀初めからほぼ1世紀のあいだ、大和王権の5代の王(倭の五王)は中国の南朝(宋など)に朝貢し、軍事的支配権を示す高い称号をえようとした」</p> <p>③「5世紀初めからほぼ1世紀のあいだ、大和王権の5代の王(倭の五王)は中国の南朝(宋など)に朝貢し、軍事的支配権を示す高い称号をえようとした」</p> <p>④「大和王権の祭祀や軍事などの職務は、伴造とよばれる伴(王権に仕える人々)の統率者によって分担され、伴造は伴をしたがえて代々その職務に奉仕した」、「地方の国造の領域内にも、たくさんの</p>	<p>①「共同作業が必要な水田開発のために、集落をこえた集団も形成され、広い地域を統率する有力集団の首長もあらわれた」</p> <p>②「4世紀末に倭国は百済の求めに応じて、海を渡って高句麗と戦っている」</p> <p>③「ヤマト政権を構成する豪族は大王によって氏に再編されて姓を与えられるようになった。これを氏姓制度という」</p> <p>④「ヤマト政権は手工業者や住民を部に編成し、伴造のもとで職務を分担させた(部民制)」</p> <p>⑤「ヤマト政権内で実権を握りつつあった蘇我氏は、有力渡来氏族と連携し、仏教の普及</p>	<p>①(弥生時代中期には)「集団の中に身分差が現われ、各地に強力な支配者が出現したことを示している」</p> <p>②「世界の各地でも農耕社会が成立するとともに、戦いのための武器や防御的施設を備えた集落が出現し、蓄積された余剰生産物をめぐって戦いが始まったことが知られている」</p> <p>③「朝鮮半島南部の鉄資源を確保するために、早くからかつての弁韓の地の伽耶諸国と密接な関係をもっていた倭国(ヤマト政権)は、4世紀後半に高句麗が南下策を進めると、百済や伽耶とともに高句麗と争うことになった」</p>

<p>曲・奴とよばれる農民・奴隷の支配を認められた」</p> <p>⑤「屯倉とよばれるヤマト政権の直轄地が国造などの領域内に設定され、名代・子代とよばれる部民の設定とともに、地方に対するヤマト政権の直接的な支配の強化がはかられた」</p> <p>⑥「ヤマト政権の政治は、臣や連の姓をもつ有力な氏の出身者である大臣・大連が国政を担当」、「大王家の祭礼や軍事など、さまざまな職務は伴造に任じられた氏が分担した」</p>	<p>部が置かれ、舎人などの伴を差し出した」、「部には、特定の職掌をもって王権をささえる品部(中臣・大伴・物部など)のほか、大王とその一族の宮を財政的にささえる名代・子代(刑部・白壁・穴穂部)、豪族が所有する部曲があった」</p> <p>⑤「大和王権は朝鮮半島に兵士を送って伽耶諸国との結びつきを維持しようとしたが、562年までに伽耶諸国は百済・新羅の支配下にはいり、朝鮮半島における大和王権の影響力は大きく後退した」</p>	<p>に力をそそいだ。ヤマト政権の統治を維持・拡大していくために、新たな技術や知識をもつ渡来系氏族との連携や、連携の核となる仏教が欠かせなかったからである」</p> <p>⑥「妹子は高向玄理・南淵請安・僧旻ら渡来系氏族出身の留学生を隋に同行した。彼らは20年あまりにわたって中国大陸に滞在して新知識を吸収するとともに、のちの孝徳朝の政治改革に貢献した」</p>	<p>④「5世紀から6世紀にかけて、大王を中心としたヤマト政権は、関東地方から九州中部におよぶ地方豪族を含み込んだ支配体制を形成していった」</p> <p>⑤「隋への国書は倭の五王時代とは異なり、中国皇帝に臣属しない形式をとり、煬帝から無礼とされた」</p> <p>⑥「寺院の建立は古墳にかわって豪族の権威を示すものとなった」</p>
---	---	--	---

『高校日本史B新訂版』は鉄を中心語に設定して記述している。鉄を手に入れることで力の基盤を形成し、国内統治を目指すという記述である。『新選日本史B』は対外関係を中心に記述をまとめている。高句麗との対立、南朝に朝貢と並行して国内統治の様子が描かれている。『高等学校日本史B』は、大陸からの新しい技術や思想を手立てとして統治を目指そうとしたことが書かれている。『詳説日本史B』は、生産量の増大による身分差の発生、余剰生産物をめぐる争いの発生、鉄資源の重要性、ヤマト政権の支配体制の確立、中国による後ろ盾なしの統治を目指し始めるという一連のストーリーを記述している*16。

ただ税に関連する直接の記述は見当たらない。

3-2 呪術力による支配と読み取れる記述

「日本史B」の各教科書を読み進めていくと、税を集める者がもつ「力」には、目に見える力と目に見えない力があるように読み取ることができる。目に見える力の支配について書かれた前後に「仏教によって国家の安定をはかる」*17という類いの記述があり、宗教のもつ不思議な力を被支配者に示すことで統治力を強めようとしたのではないかと読み取れる。

そもそも古代史の授業案を構成するにあたって、当時の社会は支配者が武力を背景に弱肉強食の社会のように被支配者から財を奪い取った社会なのだと説明するのは物事を一面でしか捉えていないことになる。この単純な捉え方では複雑な社会の仕組みを歴史的に捉えて考察するという学習指導要領に示された目的を達成することはできない。被支配者にとって税を納めるという行為の裏側には「力による支配に対しての服従」に加えて「目に見えない呪術力を背景にしたインセンティ

ブ」があったのではないか。呪術を用いた支配に関する記述についてが歴史①－2である。比較した結果は次の【図7】のとおりである。

【図7】呪術力による支配に関する記述

高校日本史B新訂版』 実教出版 2017年	『新選日本史B』 東京書籍 2017年	『高等学校日本史B』 清水書院 2017年	『詳説日本史B』 山川出版 2017年
<p>①「青銅器の多くは宝器・祭器として用いられるようになった」</p> <p>②「卑弥呼は呪術にたけた司祭者的な首長で、実際の政治は弟が担当した」</p> <p>③「5世紀ごろ百済から漢字や儒教が伝えられたが、これは6世紀前半に伝えられた仏教とともに、以後の日本の文化にきわめて大きな影響をおよぼした」</p> <p>④「当時の祭は、山・川・巨岩・巨樹など自然物をまつることであった。また、氏を中心として穀物の豊作を神にいのる祈年の祭りや、収穫を神に感謝し新穀を神にささげる秋の新嘗の祭りもおこなった」</p> <p>⑤「仏教の影響により火葬墓があらわれ、権力の象徴は古墳から寺に移っていった」</p> <p>⑥「蘇我馬子は、仏教をさかんにしながら、新羅に派兵し、物部守屋を滅ぼし、ついで対立していた崇峻天皇を暗殺した」</p>	<p>①「銅鐸などの青銅器は、おもに祭祀の道具としてもちいられた」</p> <p>②「水田の灌漑施設をつくるなどの共同労働を指導する集落の首長は、同時に稲作の儀礼をつかさどり、しだいに人々を支配する権力をもつようになったと考えられる」</p> <p>③「卑弥呼は呪術に長じた司祭者として国をおさめ、実際の政治には弟があたった、とされている」</p> <p>④「古墳に葬られた王は、政治的な支配者であると同時に、宗教的な司祭者でもあった」</p> <p>⑤「大王や地方の国の首長は、豊作を祈る春の祈年祭や、収穫を感謝する秋の新嘗祭を行なった」</p> <p>⑥「各地の『くに』のおこりなどを説くさまざまな神話や伝承は、天照大神を祖先神とする大王家の神話や伝承と結びつけられるとともに、その一部に組みこまれた」</p> <p>⑦「憲法十七条は、天皇を君主とする国家の秩序を確立するために、豪族たちに対して官吏としてまもるべき心がまえを説くとともに、仏教を国家の精神的なよりどころにしようとした」</p>	<p>①「銅鐸は農耕祭祀に使われたと考えられている。これらの青銅器はいくつかまとめて人里離れた山中などに埋められている場合があり、何らかの祭りの痕跡とされている」</p> <p>②「卑弥呼は呪術的な司祭者（シャーマン）としての性格が強く、女王になってからは宮殿の奥にこもり、人前に姿をみせず、弟が政治を補佐していた」</p> <p>「当時の倭の社会には、大人・下戸・生口といった身分があり、刑罰や税の制度もつくられ、市も開かれていた」</p> <p>③「弥生時代以来の農耕祭祀は、豊作を祈る春の祈年祭、収穫を感謝する秋の新嘗祭を中心に展開した」</p> <p>「このころの信仰の対象は円錐形の山や樹木、岩や川、あるいは絶海の孤島などであり、自然のなかに神が宿ると信じられていたと考えられる」</p> <p>「呪術的風習も盛んで、災難や病気からのがれるための禊ぎや祓え、吉凶を占う太占、真偽を判断する盟神探湯などがおこなわれた」</p>	<p>①「集落では、豊かな収穫を祈願し、また収穫を感謝する祭がとりおこなわれ、これらの祭には、銅鐸や銅剣・銅矛・銅戈などの青銅祭器が用いられた」</p> <p>②「卑弥呼は巫女として神の意志を聞くことにたけていたらしく、その呪術的権威を背景に政治をおこなったという」</p> <p>③「農耕に関する祭祀は、古墳時代の人びとにとってもっとも大切なものであり、なかでも豊作を祈る春の祈年の祭や収穫を感謝する秋の新嘗の祭は重要なものであった」</p> <p>④「人びとは、円錐形の整った形の山や高い樹木、巨大な岩絶海の孤島、川の淵などを神のやどるところと考え、祭祀の対象とした。それらの中には、現在も残る神社のつながるものも少なくない」</p>

『高校日本史B新訂版』では次の四点を読み取ることができる。第一は呪術力を背景に統治したリーダーが卑弥呼であったこと、第二は儒教や仏教が伝わり日本文化に大きな影響を及ぼしたこと、第三として神は自然物に宿り、氏が豊作を神にいのり収穫物を神にささげていること、第四としては仏教と権力を結びつけようとした人物が登場することである。

『新選日本史B』では、次の六点を読み取ることができる。第一は水田の灌漑施設をつくる共同労働を指導する首長は稲作の儀礼をつかさどること、第二には卑弥呼は呪術に長じた司祭者として国をおさめたこと、第三には王は政治的な支配者であると同時に宗教的な司祭者でもあったこと、第四は大王や地方の国の首長は、豊作を祈る春の祈年祭や、収穫を感謝する秋の新嘗祭を行ったこと、第五には神々に対する信仰が大王に結びつけられていった。第六として国家の秩序を確立するために仏教を国家の精神的なよりどころにしようとしたと続くのである。

『高等学校日本史B』は、次の五点を読み取ることができる。第一は、青銅器が人里離れた山中などに埋められており祭りと関係があるということである。第二に卑弥呼は強い司祭者としての性格を抛り所に統治していたことであり、第三は当時の倭の社会には税の制度がつくられていたという記述である。第四として農耕祭祀は豊作を祈るものであり、信仰の対象と権力ががつながっていないということである。第五は信仰の対象が円錐形の山や樹木、岩や川、絶海の孤島など自然物であり呪術的風習も盛んであったということである。

『詳説日本史B』は、次の四点を読み取ることができる。第一は、集落では豊かな収穫を祈願し青銅祭器が用いられたということである。第二に卑弥呼は巫女として神の意志を聞くことにたけており、第三として豊作を祈る祭は重要であり、第四として人びとは山や樹木、岩、孤島、川の淵などを神のやどるところと考えていたということが書かれている。

古代国家が形成された頃の人々は目に見えない力を信仰していた。この信仰の対象は自然物であったが、一部は権力と結びついていったことが読み手には伝わってくる。被支配者が税を納めた背後には信仰があり、税を納めることが自分のインセンティブにつながっているのではないかというニュアンスで記述されている。

3-3 中国の後ろ盾による支配力の強化と読み取れる記述

倭の五王の時代、「中国とは、倭国において新国王が即位すると宋に朝貢し、倭国王位を承認してもらい冊封関係にあった」*18。歴史1-3について比較した結果は次の【図8】のとおりである。

【図8】中国の後ろ盾による支配力の強化と読み取れる記述

『高校日本史B新訂版』 実教出版 2017年	『新選日本史B』 東京書籍 2017年	『高等学校日本史B』 清水書院 2017年	『詳説日本史B』 山川出版 2017年
①「紀元前1世紀ごろ、九州北部から列島各地にかけて多数の小国が分立しており、小国の王は東アジア世界の新しい文化・文物を積極的にとり	①「九州北部を中心とする西日本の地域に小国が分立し、中国と交渉をもっていたと考えられる」	①「小国の王らは、後漢の皇帝に朝貢して下賜品とともに印象や称号をもらい、その權威によって支配者の地位を保ち、	①「卑弥呼は239年、魏の皇帝に使いを送り、「親魏倭王」の称号と金印、さらには多数の銅鏡などをおくられた」

<p>いれ、中国皇帝の支持をうしろだてに、国内での地位を固めようと使者を送ったことがうかがわれる」</p> <p>②「卑弥呼は 239 年、魏に使いを送り『親魏倭王』の称号と金印、銅鏡百枚などを与えられた。卑弥呼はその後朝貢の使者を送り、魏の権威を背景に倭国を支配した」</p> <p>③「奴国王・邪馬台国王・倭の五王や高句麗・百済・新羅の国王は、いずれも冊封体制のなかで、その地位を中国皇帝から公認されていた」</p> <p>④「ヤマト政権は次々と中国南朝に朝貢して高い地位を得、中国の王朝の権威を利用し、劣勢の挽回をはかった」</p>	<p>②「卑弥呼は 239 年、帯方郡を通じて魏皇帝に使いを送り、「親魏倭王」の称号と金印、銅鏡などをあたえられ、その権威を背景に国内をおさめた。対立する狗奴国との戦争の際にも、魏の皇帝に権威を借りようとした」</p> <p>③「大和王権は、倭の五王以来とだえていた中国との国交を再開し、600 年に最初の遣隋使を派遣した」</p>	<p>小国間の勢力の均衡を維持していた」</p>	<p>②「倭の五王があいついで中国の南朝に朝貢している」</p> <p>③『宋書』倭国伝には、倭の五王が中国の南朝に朝貢して倭王と認められたこと」</p> <p>④「隋への国書は倭の五王時代とは異なり、中国皇帝に臣属しない形式をとり、煬帝から無礼とされた」</p>
---	--	--------------------------	--

各教科書の記述から読み取れることは次の二点である。第一は、倭国の王が中国皇帝の支持をうしろだてに国内での地位を固めようとしたということであり、第二は、卑弥呼が魏の皇帝の権威を背景に国内をおさめたということである。

3-4 民衆の生活が読み取れる記述

各教科書は、力による支配・呪術力による支配・中国の後ろ盾を背景にした支配を受けた民衆についてどのように記述しているのだろうか。【図 9】は歴史②についてまとめたものである。

【図 9】民衆の生活が読み取れる記述

高校日本史B新訂版』 実教出版 2017 年	『新選日本史B』 東京書籍 2017 年	『高等学校日本史B』 清水書院 2017 年	『詳説日本史B』 山川出版 2017 年
<p>①「農具の改良により、農業の生産力は飛躍的に向上した。それは社会に変革をもたらし、富裕な農民層が成長・台頭してきた」</p>	<p>①「弥生時代以降、水稻耕作が普及、発展するのにもなって、農耕にかかわる自然の神々に対する信仰も深まっていた。そして古墳時代中期になると、山麓や巨石な</p>	<p>①「弥生時代以来の農耕祭祀は、豊作を祈る春の祈年祭、収穫を感謝する秋の新嘗祭を中心に展開した」</p> <p>②「このころの信仰の対象は円錐形の山や樹</p>	<p>①「農民には兵役のほか、雑徭などの労役や運脚などの負担があったため、生活に余裕はなかった」</p>

	<p>どを神の宿る場所として、祭祀を行うようになった」</p>	<p>木、岩や川、あるいは絶海の孤島などであり、自然のなかに神が宿ると信じていたと考えられる」</p> <p>③「呪術的風習も盛んで、災難や病気からのがれるための禊ぎや祓え、吉凶を占う太占、真偽を判断する盟神探湯などがおこなわれた」</p> <p>④「出挙といわれる仕組みもあり、税制に組みこまれて諸国の財源になり、租以上に農民を苦しめた」</p> <p>⑤「兵役には、各地の軍団への出仕のほか、都の警備にあたる衛士、九州に送られる防人があった。こうした大きな負担をのがれるために、浮浪や逃亡する者も少なくなかった」</p>	
--	---------------------------------	--	--

各教科書の記述から読み取れることは次の五点である。第一は、農具の改良により生産力が上がったということである。第二は、農耕に関わる信仰が深まったことである。第三は、民衆が豊作を祈り収穫に感謝したということである。第四は、農民は租税に苦しんだということである。第五は、民衆の生活に余裕がなかったということである。教科書の記述からは、民衆は豊作を願う一方で租税に苦しみ生活に余裕はなかったと読み取れる。

ところが、歴史学の研究蓄積では教科書記述とは異なる見解がある。歴史学者寺沢薫によれば、弥生時代の水稻農耕は「環濠や灌漑水路の掘削と農耕に必要な協業や団結をスムーズに運営、管理するためには、一層の知識力や統率力を必要とし」、「弥生のムラは縄文のムラに比べて内なる一体感と外部に対する排他性を極度に高めている」^{*19}。「弥生時代以来、中国や朝鮮半島の文物や技術は、いつも英雄を通じてもたらされていた。人びとが英雄をあがめる心には、かれの武力に対する畏怖だけでなく、さまざまな活動を通じて外の世界からそうしたものをもたらしてくれる、またはその活動をリードする甲斐性に惚れる気持が多分に含まれている。こうした精神的な裏づけがあるからこそ、人びとが英雄に労働奉仕したり、その暮らしや活動を支える物品を貢納するという関係も保たれてきた」^{*20}。歴史学では水稻耕作を管理するためにはムラでまとまる必要があること、そしてムラのリーダーは民衆にとって精神的な支えであり、人びとはすすんで貢納したという指摘がなされているのである^{*21}。

3-5 税・財政の記述

中学校の教科書記述に「(新しい政治の方針は) 天皇一族や豪族の土地と人民を国家のものとし(公地公民), 地方支配のしくみをあらため, 人民に一定期間土地を分け与え, 新しい税を取ることであった」*22 というものがある。時代は先に進むが「室町幕府は酒屋や土倉を保護するかたわら, 彼らから税を取り立てて財源としていた」*23 との記述もある。高校生は中学校の歴史的分野の学習で「税を取り立てる」という表現にすでに出会っている。歴史学者北山茂夫によれば「553年に, 稲目は, 勅令により辰邇を難波の津(港)に遣わし, 出入りの船舶から税をとらせたという」*24 という記述や「国造は, 村首のグループを媒介として, 経済的に成長した農民をより強力に支配し, 収奪した」*25 と指摘されている。

一方で, 財政という用語も歴史的分野の教科書には公民的分野で用いられる意味とは異なる意味で登場する。高等学校の「日本史B」の教科書では, これら「税・財政」の用語がどのように記述されているのか。【図10】は歴史③についてまとめたものである。

【図10】税・財政の記述

高校日本史B新訂版 実教出版 2017年	『新選日本史B』 東京書籍 2017年	『高等学校日本史B』 清水書院 2017年	『詳説日本史B』 山川出版 2017年
<p>①「渡来人のなかには秦氏・漢氏などのように, のちにヤマト政権の財政や外交文書の作成などにかかわる氏族もあった」</p> <p>②「蘇我氏は, それら渡来人を用いてヤマト政権の財政を担当した」</p> <p>③憲法十七条の史料より「不当に徴税することなかれ」</p>	<p>①「大和王権の祭祀や軍事などの職務は, 伴造とよばれる伴(王権に仕える人々)の統率者によって分担され, 伴造は伴をしたがえて代々その職務に奉仕した」「地方の国造の領域内にも, たくさんの部が置かれ, 舎人などの伴を差し出した」「部には, 特定の職掌をもって王権をささえる品部(中臣・大伴・物部など)のほか, 大王とその一族の宮を財政的にささえる名代・子代(刑部・白壁・穴穂部), 豪族が所有する部曲があった」</p> <p>②「大連として大伴氏にかわって勢力をのばしていた物部氏と, 渡来人と結んで財政権をにぎった大臣の蘇我氏の対立が, 仏教の受容をめぐって激化した」</p>	<p>①「卑弥呼は呪術的な司祭者(シャーマン)としての性格が強く, 女王になってからは宮殿の奥にこもり, 人前に姿をみせず, 弟が政治を補佐していた」「当時の倭の社会には, 大人・下戸・生口といった身分があり, 刑罰や税の制度もつくられ, 市も開かれていた」</p> <p>②史料十七条憲法「国司や国造は百姓に重い税を課してはいけない」</p>	<p>①「邪馬台国では大人と下戸などの身分差があり, ある程度の統治組織や租税・刑罰の制度も整い, 市も開かれていた」</p> <p>②「中央の政治は臣姓・連姓の豪族から大臣・大連が任じられてその中樞を担い, その下の伴造が職務に奉仕する伴やそれを支える部と呼ばれる集団を率いて軍事・財政・祭祀・外交や文書行政などの職務を分担した」</p> <p>③「蘇我氏は渡来人と結んで朝廷の財政権を握り, 政治機構の整備や仏教の受容を積極的にすすめた」</p> <p>④史料憲法十七条「税を不当にとることなかれ」</p>

「原始・古代の日本と東アジア」における教科書記述では、税について「その制度が整えられた」ということ、百姓から不当に重い税をとってはいけないと十七条憲法に定められていることが記述されている。十七条憲法は「冠位十二階に説かれる徳、つまり仁、礼、信、義、智に分かれるのではないかと考えねばならない。それは、第一―三条は和、すなわち仁、第四―八条は礼、そして第九条―十一条は信、第十二―十四条が義、第十五―十七条が智」^{*26}ということになり、税について定めた十二条は義にあたることになる。この義は「おこなうべきこと」^{*27}に近い意味ならば、この条文は「国司・国造にあてたもの」^{*28}であるから、「租税徴収権があるのは、大和の王、天皇一人」^{*29}であり、国司・国造は百姓から税を不当に徴収することなく務めをおこなうべきであるということになる^{*30}。

「日本史B」における古代国家の教科書記述からは、目に見える支配と目に見えない支配を読みとることができる。目に見える支配とは力による支配であり、目に見えない支配とは呪術的支配である。支配者は中国の力を後ろ盾にして支配していることも読みとれた。民衆は、豊作を願って神が宿ると信じられていた自然物に向けての祈りを行った。やがて支配者は呪術力とのつながりを求めて信仰の対象になった。民衆は豊かな生活を求めて苦しみながら、一方で豊かな生活を求めて税を納めていたのではないかという解釈が可能となった。

支配者は目に見える支配力を前面に出して被支配者に納税を迫ったという解釈だけで古代の税を説明することは難しい。被支配者は税を納めないで支配者の恐怖から逃れる生活を求めていたという解釈だけで古代の税を説明することも難しい。

4 教科書記述についての分析 ～「政治・経済」～

4-1 国家権力と公民との関係についての記述

「政治・経済」の教科書は税についてどのように記述しているのだろうか。税を集める者と納める者との関係を読み取った政経①について次の【図 11】にまとめた。

【図 11】 国家権力と公民との関係についての記述

『高等学校政治・経済』 第一学習社	『政治・経済』 東京書籍	『高等学校新政治 ・経済』清水書院	『最新政治・経済』 実教出版
①「ホブズは、『リヴァイアサン』の中で、人間は本来、自由、平等で独立した存在であるが、国家の存在しない自然状態では「万人の万人に対する闘争」の状態におかれ、みずからの生命を守る権利が保障されなくなる。そこで自由な意思に基づいて、互いに契約を結び、国家に自然権を譲	①「はじめから社会があり、生まれながらの支配者があるというそれまでの考え方に対して、社会契約説では、国家や政治権力とは自由で平等な個人が自分たちの生活をより安全で豊かなものとするために、人為的につくるものとされた点が重要である」	①「社会契約説は、まず、イギリスのホブズによって提唱された。彼はその著書『リヴァイアサン』のなかで、社会が成立する以前の自然状態において、人間は自己の防衛のためにあらゆる手段を講じる権利をもっていたと考えた。しかし、自然状態では『	①「国民が守るべき一定のルールを定めたり、他国との関係を処理したり、警察力によって治安を維持したり、それらの活動に必要な経費（税金）を徴収するのも国家権力である」 ②「ロックによれば、人はうまれながらにして、生命・自由・財産

<p>渡して秩序を維持する必要があるとした」</p> <p>②「イギリスの思想家ロックは、『市民政府二論』において、王権神授説を批判し、政府は人民の信託によるものであり、人間が生まれながらにしてもっている自由・生命・財産の自然権を守るため、社会契約を結んで国家を組織すると説いた」</p>	<p>②「ホッブズは『リヴァイアサン』において、各人が勝手に自らの自然権を主張する自然状態は、『万人の万人に対する闘争状態』になり、『人間の生活は孤独で貧しく、きたならしく、残忍で、しかも短い』ものになるので、各人の自然権を主権者に譲渡し、その命令に従うべきだと説いた」</p> <p>③「ロックは『統治二論』において、人間は生まれながらに生命・自由・財産維持する権利をもっており、自然状態でも一定の秩序はあるが、これらの権利をより確実にするために個人が互いに契約を結んで国家をつくりあげたとした」</p> <p>④「ルソーは『社会契約論』において、個人々人の中での契約によって一つの共同体(国家)をつくり、公共の利益の実現を目指す一般意思を人民が担うことによって、本当の自由と平等が実現できるとした」</p> <p>⑤「市民革命によって、主権すなわち最高権力は、それまでの国王から人民へと移った」</p>	<p>万人の万人によるたたかい』がおきるので、人間は平和に生存するために社会契約を結び、自然権を放棄して統治者に委譲し、その支配を受け入れた」</p> <p>②「イギリスのロックは、その著書『統治二論』のなかで、人間は自然状態において、すでに生命・自由・財産などについて自然法によって認められる権利をもっていたとし、自分たちの権利を守るために相互に契約を結び、国家を誕生させたと述べた」</p> <p>③「ロックによれば、国家の権力は、自然権の確保を目的として国民から信託されたものであるから、権力を濫用して国民の自然権を侵害することは許されない」</p>	<p>などの諸権利をもっている。この権利を確実に保障するため、人々は契約をむすんで国家をつくり、その契約にもとづいて政府を組織する」</p>
--	---	--	--

『高等学校政治・経済』は、国家権力と公民との関係については、国家の存在しない自然状態では「万人の万人に対する闘争」の状態におかれ、みずからの生命を守る権利が保障されなくなることから自由な意思に基づいて、互いに契約を結び、国家に自然権を譲渡して秩序を維持する必要があるというホッブズの思想を説明する。さらに王権神授説を批判し、政府は人民の信託によるものであり、自由・生命・財産といった自然権を守るために社会契約を結び国家を組織するというロックの思想を記述している。

『政治・経済』では、国家や政治権力は自由で平等な個人が自分たちの生活を安全で豊かなものとするために、人為的につくるものとされた点が重要であると説明している。『高等学校新政治・経済』では、人間は自己の防衛のためにあらゆる手段を講じる権利をもっていたが、平和に生存するために社会契約を結び自然権を統治者に委譲し支配を受け入れたと説明している。

『最新政治・経済』では、国家権力は国民が守るべきルールを定めたり、他国との関係を処理したり、警察力によって治安を維持したり、それらの活動に必要な経費（税金）を徴収すると説明している。

四冊の教科書は、「人の支配」から「法の支配」に向けての移行期について記述している。それぞれの記述は、人々の合意に基づく法の支配に必要な経費を税金として徴収するのが国家権力であるというメッセージを発信している。

4-2 ルールによる統治と読み取れる記述

ルールによる統治に関連する記述をまとめた政経②について次の【図 12】にまとめた。

【図 12】ルールによる統治と読み取れる記述

『高等学校政治・経済』 第一学習社	『政治・経済』 東京書籍	『高等学校新政治・ 経済』清水書院	『最新政治・経済』 実教出版
①「近代民主政治は、国民主権と基本的人権の尊重を基調に、法の支配という原則に支えられている。法の支配とは自然法による支配のことであり、国王がすべてを支配する「人の支配」に対立する考え方である。これは政治権力を法の下に従属させ、王も国民も法の下に平等で、権力は法に基づいて行使されるとする、法の内容に関する原則であり、法は人権を保障する内容のものでなければならないとされる」	①「法は古い歴史をもつが、近代ヨーロッパにおいて、法はしだいに普遍的な人権の尊重を目的とするものとなった」 ②「『法の支配』とは、支配者といえども法に従わなければならないという意味であり、『人の支配』に対立する」 ③「憲法は権力をしばるためにあるという近代の『立憲主義』の考え方は、『法の支配』と密接に関連している」	①イギリスでは、人権思想の発達につれて、国王の権力の行使を制限して国民の利益を守るために、国王といえども法に従うべきであるという考え方が生まれた。この『法の支配』、17世紀のはじめに裁判官クックが判決のなかで強調して以来、民主政治の基本的原理とされてきた」	①「法の支配は、権力者の思うままの政治を（人の支配）を排除し、すべての人々が従う普遍的なルールによって、政治をおこなおうとするものである」「絶対王政の時期、恣意的な逮捕や裁判がおこなわれて、法の支配の原理も動揺した」 ②「17世紀はじめ、イギリスの裁判官コークは、ブラクトンの『国王といえども神と法の下にあるべきである』という言葉を用い、中世以来の慣習法であるコモンローが王権をも支配すると主張した」 ③「権力分立の目的は、国家権力の集中・独占を排除して、市民の自由と人権を擁護することである」

『高等学校政治・経済』は、法の支配について記述している。近代民主政治は、国民主権と基本的人権の尊重を基調に法の支配という原則に支えられており、「人の支配」に対立する考え方である。王も国民も法の下に平等であり、法は人権を保障する内容のものであるということが書かれている。

『政治・経済』では、法を歴史的に捉えた記述をしている。法は古い歴史をもつものであるが現代の『法の支配』とは、支配者といえども法に従わなければならない。憲法は権力をしぼるためであるという近代の『立憲主義』の考え方は、『法の支配』と密接に関連しているということが記述されている。

『高等学校新政治・経済』では、イギリスにおいて人権思想の発達にともない国王の権力の行使を制限し、国民の利益を守るために、国王といえども法に従うべきであるという考え方が生まれたことが説明されている。

『最新政治・経済』では、法の支配の考え方を記述している。法の支配は、権力者による思うままの政治を排除し、すべての人々が従う普遍的なルールによって政治をおこなうというものである。たとえ国王といえども、神と法の下にあるべきである。国家権力を分立させる目的は、集中・独占を排除することで市民の自由と人権を擁護することにあると説明している。

4-3 税・財政の記述

「政治・経済」では税・財政についてどのように記述されているのか。次の【図13】にまとめた。

【図13】 税・財政の記述

『高等学校政治・経済』 第一学習社	『政治・経済』 東京書籍	『高等学校新政治・ 経済』 清水書院	『最新政治・経済』 実教出版
<p>①「日本国憲法では、国民の義務として、保護する子女に普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務の3つを規定している」</p> <p>②「課税に関しては、国民を代表する国会のみがその権限をもっており、法律の定めが必要である」</p> <p>③「租税の原則は、公平であること・中立であること・簡素であることである」</p>	<p>①「権利を実現するためには、公の機関を設けたり、さまざまな政策を実施したりしなければならない。そうした活動を支えるためにも、国民は納税の義務を負う」</p> <p>②「民主主義の下では、政府は事前に議会で議決された法律にもとづいて課税しなければならない」</p>	<p>①「日本国憲法は基本的人権の保障とともに、国民の義務として、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務の3つを定めている」</p> <p>②「国・地方公共団体が、活動に必要な経費を得るために、法律にもとづいて家計・企業から徴収するのが租税である」</p> <p>③「公平で中立（課税によって経済行動が影響を受けにくい）、簡素（納税者にとってわかりやすく、徴税費用が少ない）な税がのぞましいとされている」</p>	<p>①「憲法は、国民の義務として、子どもに教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務を定めている」</p> <p>②「国の歳入の基本となるのが租税である」</p>

四冊の教科書に共通する記述として納税の義務があげられる。その上で、各教科書における記述をまとめると次のようになる。

『高等学校政治・経済』では、課税は国会のみがその権限をもっており、法律の定めが必要であるということ、租税の原則は、公平・中立・簡素であることが説明されている。

『政治・経済』では、民主主義の下、政府は議会で議決された法律にもとづいて課税しなければならないということでルールによる統治が説明されている。

『高等学校新政治・経済』では、家計・企業から徴収する租税は法律にもとづいているものでなければならないこと、公平・中立・簡素な税が望ましいことが説明されている。

『最新政治・経済』では国の歳入の基本となる税を取り巻く仕組みが説明されている。「政治・経済」では、政治分野と経済分野に「税」が登場する。各教科書では、政治分野で「納税の義務」が、経済分野で税の仕組みが記述されている^{*31}。

5 分析のまとめ

5-1 「日本史B」教科書分析

ここまでの「日本史B」の教科書分析から読み取れたことは次のとおりである。

歴史①-1から、有力集団における首長の力で水田開発が行われたことが読み取れた。水田開発のためには共同作業が必要である。集落をこえた集団が形成されることで広い地域を統率する首長があらわれたのである。

歴史①-2から、有力集団の首長は呪術的な力をもったこと、人々にとって豊作を願う祈りは大切なものであったことが読み取れた。神話や伝承は、天照大神を祖先神とする大王家の神話や伝承と結びつけられた。古墳時代の人々にとっては豊作を祈る春の祈年の祭や収穫を感謝する秋の新嘗の祭は重要なものであったとある。

歴史①-3から、首長が小国分立をおさめた背景には中国の力による後ろ盾が大きいことを読み取った。

歴史②から、民衆の間では呪術的な風習も盛んになったこと、富裕な農民層が成長したこと、出挙が農民を苦しめたこと、兵役は大きな負担であり逃亡するものもあらわれたこと、生活に余裕はなかったことを読み取った。

歴史③から、税の制度が整えられたこと、国司や国造が不当に徴税してはならないと定められたことを読み取った。

歴史学者石母田正によれば「古代文明の前史は『第一の野蛮の段階、第二の未開の段階、第三の文明の段階』に分けることができる」^{*32}。国家は「支配階級が、その共同の利害のために人民を統治する一つの組織でなければならない。またそれは、その社会と一致せず、その上に位する公権力であって、往々神的権威さえ付与されるほど、社会にたいして外観上の超越性をしめす。国家は被支配者にたいする強制の機構であり、そのために直接間接に必要な、分化した独自の装置・機構・行政幹部および統治のための物的手段をもち、かかる公権力の体制を維持するために租税を徴収

し、またそれ以外の公的目的をもふくめて、人民を、族制によってではなく、地域・領土にしたがって区分し編成するのを特徴とする」^{*33}とされる。同時に「当時の倭人にとっては、漢を中心とする世界秩序の中に身をおいたことで、非常な名誉であり、倭人社会における奴国の地位は大いに高まった」^{*34}というように、古代の日本にとっては神的権威と中国の後ろ盾は統治のための基盤となっていたとある。

また、歴史学者原田敏明によれば「狩猟を営む社会であれば、狩猟の道具やその対象が神聖視されて、それについて狩猟の儀礼があるように、農耕を営む社会では、またおのずから具体的な農村部落の生活に支配されて、すべての事象が農耕に関与することによって神聖なものとなされ、それに対して特別な宗教的態度をとった」^{*35}とされ、歴史学者都出比呂志によれば「神殿は宗教施設であり、同時に祭り事、つまり政治をおこなう場」^{*36}であったと指摘されている。

5-2 「政治・経済」教科書分析

ここまでの「政治・経済」の教科書分析から読み取れたことは次のとおりである。政経①から、人間は平和に生存するために社会契約を結んだこと、自然権を放棄して統治者に委譲しその支配を受け入れたこと、生命・自由・財産などの諸権利を確実に保障するために人々は契約をむすんで国家をつくり契約にもとづいて政府を組織したこと、市民革命によって主権が国王から人民へと移ったことを読み取った。

政経②から、近代民主政治が法の支配という原則に支えられていること、法の支配は「人の支配」に対立する考え方であること、王も国民も法の下に平等で権力は法に基づいて行使されること、『立憲主義』の考え方は『法の支配』と密接に関連していること、権力分立は市民の自由と人権を擁護することを読み取った。

政経③から、国民の三大義務の一つである課税に関しては国会だけが権限をもっていること、租税の原則は公平・中立・簡素であること、納税の義務の義務をあらわす英単語は経済的分野で責任をあらわす語として示されていることを読み取った。

5-3 「日本史B」と「政治・経済」における記述の相違

税に関する「日本史B」と「政治・経済」の教科書記述の相違点をまとめると次のようになる。

第一の相違点は、財政という用語の使い方である。税に関連する用語として財政が「日本史B」と「政治・経済」の両方に登場する。「日本史B」は主として家産国家の中で財政という用語を用いているが、「政治・経済」では租税国家を前提に財政という用語を用いている。「家産国家とは、基本的には国家財政を、国家が保有する財産（＝「家産」）収入でもって賄うことのできる国家のことである。これにたいして租税国家とは、もはや国家の保有財産だけではその支出を賄うことができず、主として租税財源に依存して国家財政を運営する国家を指す」^{*37}。「日本史B」と「政治・経済」の教科書は、家産国家と租税国家とを分類することなく財政という用語をそれぞれ用いている。ここに大きな相違がある。

第二の相違点は、法という用語の用い方である。「日本史B」は支配者と被支配者との間の合意に基づくことなく制定されたルールを法と表している。一方の「政治・経済」では主として市民の合意に基づいて制定されたルールを法と表している。歴史的分野の学習においては「領主と農民のあいだに、年貢のとりたてにつき、合意があったわけではない」*38。これに対して公民的分野では「市民社会における人と人とのむすびつきをきめるルールは、市民が自分の意思できめる契約＝合意のほかに存在しない。だから市民社会は、なによりも合意が支配する社会であり、市民法の本質とは、合意の本質にほかならない」*39のである。「日本史B」と「政治・経済」の教科書は、合意について前提を示すことなく法という用語をそれぞれ用いている。ここに大きな相違がある。

第三の相違点は、租税抵抗についての記述があげられる。「日本史B」の教科書記述から、古代に生きる全ての農民が、租税を納めることを回避しようと考えていたと一面的に解釈することは難しい。租税抵抗はあるものの、税を納めることのインセンティブがあったのではないかと読み取ることができる。個人ではできない農地の大規模開発が可能になったのは集団を導くリーダーの存在が大きい。人びとは、リーダーには呪術力があると信じており、豊作を祈ることで実現させようとしていると読み取ることができる。

歴史学者松木武彦によれば「弥生時代以来、中国や朝鮮半島の文物や技術は、いつも英雄を通じてもたらされていた。人びとが英雄をあがめる心には、かれの武力に対する畏怖だけでなく、さまざまな活動を通じて外の世界からそうしたものをもたらしてくれる、またはその活動をリードする甲斐性に惚れる気持が多分に含まれている。こうした精神的な裏づけがあるからこそ、人びとが英雄に労働奉仕したり、その暮らしや活動を支える物品を貢納するという関係も保たれてきたのだ」*40とある。「年貢・公事を負担する平民を、隷属民としての側面からだけ理解しようとするのは決して正確なとらえ方ではない。平民は古くからの共同体の成員としての『自由民』の本質を、控えめにいっても潜在的には保持しているとみるべき」*41である。「平民たちが、年貢・租税を廃棄せよというスローガンを公然と掲げたことは、古代から近世にいたるまでほとんど見られないのです。租税、年貢を減免せよという運動は無数におこっていますが、年貢をすべて撤廃せよという運動は見られない」*42一方「日本史B」の教科書から、支配者が野蛮な力を用いて被支配者から取り立てるのが税であると読み取ることができる。同時に被支配者がインセンティブをもって納めるのが税であるということも読み取ることができる。

「政治・経済」の教科書記述には租税抵抗についての記述はない。公民がインセンティブをもつから税を納めるのだという記述もない。納税は義務であり、責任でもあると記述されている。

財政学者池上惇によれば「もし国民の納税に対する関係を表現しようすれば義務 (duty) という用語よりも責任 (liability) という用語が適切であろう。英語では日本語で納税の義務と表現されている術語を liability to tax という。liability とは Webster 辞典によれば「法によって、または、権利 (right) をもつことによって生じてくる責任」の意味である。」「liability to tax は納税の義務と訳すよりは、むしろ納税の責任と表現する方が適切な訳語であろう」*43 という。

ここまでの記述分析による相違点全体を通して指摘できるのは、税に関する記述内容として「日本史B」と「政治・経済」を結ぶ架け橋が不足していることである。「政治・経済」は近現代社会における税の適切な理解を目指す学習内容を設定している。ところが税を歴史的・社会的に理解する

ための記述がそろっていない。税がどのようにして歴史的に登場したのか。その時の支配者と被支配者の関係はどのようなものであったのか。被支配者はどのような社会の中で納税したのか。「日本史B」の教科書記述の中から税に関するものだけを抜き出すことで、これらの問いに答える材料が出そう。「日本史B」から税を理解するための架け橋となる材料をあぶりだせることが記述分析により明らかになった。

6 おわりに

本研究は、税が高等学校における歴史的分野と公民的分野の教科書においてどのように記述されているのかを、人文・社会諸科学の知見を援用して明らかにしてきた。

本研究の成果は次のとおりである。

「日本史B」の教科書記述からは、税を集める支配者及び税を納める被支配者の多様な面を読み取った。支配者は力だけでなく呪術力や中国の国力を背景とした見えない力をもって統治したのである。被支配者は税を納めて苦しい生活をしていた一方で、税を納めるインセンティブを読み取ることができた。「政治・経済」の教科書記述からは、納税の義務及び責任について読み取ることができた。

「日本史B」と「政治・経済」を通じた教科書記述からは、両科目に登場する同じ用語が異なる意味で用いられる場合があることを取り上げた。税の記述については、両科目をつなげる架け橋を構築しなければならないことを指摘した。架け橋作成に必要な要素は、教科書記述の多様な解釈からあぶりだすことができることも指摘した。

本研究の課題は次のとおりである。

「日本史B」では古代国家に関連した記述を中心に分析し、近現代社会の記述と比較してきた。今後さらに研究を進めるために残された課題は、中世・近世・近代における教科書分析の枠組みを示すことにある。「日本史B」全体にわたる分析結果と「政治・経済」における記述内容を比較することで、税に関する教科書分析の全体像を示すことができると予想される。この課題については今後にゆずることとする。

本稿は重松が「0 はじめに」を、金子が「1 問題の所在」から「6 おわりに」を執筆した。

脚注

- *1 藤巻一男『日本人の納税者意識』 税務経理協会 2012年 p.12 より。平井源治が財政意識に関して実施したアンケートをもとにして、筆者は次のような質問紙調査を行った。「税金についてどのような印象を持っているか、次の用語をランキングしてください。」として「寄付」「会費」「罰金」「献金」「料金」「没収」の6個の用語をランキングさせた。ランキングの得点化では1位=6点、2位=5点、3位=4点、4位=3点、5位=2点、6位=1点として、生徒個々の

- 合計値を算出した。分析では、この6個の用語は「寄付」、「献金」が肯定的な意味を、「会費」、「料金」が中立的な意味を、「罰金」、「没収」が否定的な意味を持つとしてカテゴライズした。
- *2 『中学校社会歴史』日本文教出版 p.137
 - *3 『新中学校歴史 日本の歴史と世界』清水書院 p.64
 - *4 大津透『律令国家支配構造の研究』岩波書店1993年 p.137
 - *5 「力による統治」、「人による統治」、「ルールによる統治」は渡辺の知見、つまり「力による解決」、「人による解決」、「ルールによる解決」のモデルをあてはめたものである。(『法とは何か』岩波書店1979年 p.33) 歴史的分野の教科書記述の大半は「力」と「人」による統治の期間であり、公民的分野の教科書には人々の合意を得た「ルール」にもとづく統治について記述されていると捉えている。
 - *6 『新選日本史B』東京書籍2017年 p.29
 - *7 『高等学校現代政治・経済新訂版』2019年 p.152
 - *8 『高校日本史B新訂版』実教出版2017年 p.23
 - *9 神野直彦『財政学 改訂版』有斐閣2007年 p.5
 - *10 歴史的分野については『高等学校学習指導要領解説地理歴史編』2010年(以下、『解説地理歴史編』と略記する)から「日本史B」における「原始・古代の日本と東アジア」の学習内容の記述を見る。公民的分野については『高等学校学習指導要領解説公民編』2010年(以下、『解説公民編』と略記する)から「政治・経済」の記述の「現代の政治」及び「現代の経済」の学習内容の記述を見る。
 - *11 『解説地理歴史編』2010年 p.65
 - *12 同書 p.66
 - *13 『解説公民編』2010年 p.45
 - *14 同書 p.51
 - *15 同書では「現代社会」において「民主政治の下では、政治参加は国民の重要な権利であると同時に義務とも言える」と政治参加の義務を、「納税が国民の義務であることを理解させるとともに、税金がどのように使われどのようなサービスを受けているかなどについて納税者としての立場から関心をもつことが大切であることを理解させる」と納税の義務を学習内容としてあげている。「政治・経済」では「国民には法を遵守する義務があることなどを理解させる」と法を遵守する義務を学習内容としてあげている。
 - *16 都出比呂志によると、弥生時代における争いや戦争は、大きく四段階に分けることができる。第一段階は弥生時代早期から前期にあたるもので、山や川など地理的な条件で区切られた小地域内で、水や土地の分配をめぐる争い。第二段階は弥生時代中期のもので、小さな「国」を築く過程の争い。第三段階は弥生時代後期のもので、西日本全体を巻き込んで戦いが続き決着がつかなかった「魏志倭人伝」にいう「倭国乱」で、卑弥呼を共立して戦いを収めた動乱。第四段階は三

世紀代中頃のもので、卑弥呼の跡を継いだ壺与の時代、狗奴国を巻き込んで東日本にまで波及した動乱ということができる。(『古代国家はいつ成立したか』岩波書店 2011年 pp. 41-42)

- *17 『詳説日本史B』山川出版 2015年 p. 56
- *18 吉村武彦『蘇我氏の古代』岩波書店 2015年 p. 21
- *19 寺沢薫『王権誕生』講談社 2008年 p. 140
- *20 松本武彦『人はなぜ戦うのか』講談社 2001年 p. 163
- *21 青木和夫によれば「国民が水稻耕作にたよらねば生活できないからこそ、耕地を保障する班田収受制が必要になる。班田制がおこなわれるかぎり、租・庸・調などを取り立てて国家財政を維持することができる」と指摘している。(『日本の歴史3 奈良の都』中央公論社 1965年 pp. 19-20)
- *22 『新中学校歴史 日本の歴史と世界』清水書院 pp. 34-35
- *23 同書 p. 83
- *24 北山茂夫『飛鳥朝』文永堂版 1968年 p. 43
- *25 同書 p. 157
- *26 梅原猛『聖徳太子II 憲法十七条』小学館 1981年 p. 276
- *27 金谷治訳注『論語』岩波書店 1999年 p. 49
- *28 梅原前掲書 p. 402
- *29 同書 pp. 404-405
- *30 岡田章雄 豊田武 和歌森太郎『日本の歴史第2巻 飛鳥と奈良』1965年 p. 22 では「これまでは氏族の身分にあるものが、部民つまり私有民を支配して、租税をとり立ててきたので、一般人民は、直接に天皇を、あるじとして、それにつながってきたわけではない。したがって憲法十七条の中で、あらためて天皇を人民の主として説いているのは、のちに大化改新で実行に移された天皇の直接支配、すなわち公地公民制度をひそかに考えていたことになる」とある。
- *31 日本国憲法第30条の納税の義務は「The people shall be liable to taxation as provided by law.」と表現される。ところが同じ教科書における経済の単元では製造物責任法(PL法 Product Liability) ということとliability という単語が責任と記述されている。ここから納税の義務は納税の責任という意味も含まれていると読み取ることができる。
- *32 石母田正「古代史概説」『岩波講座日本の歴史1 原始および古代』岩波書店 1962年 p. 3
- *33 同書 pp. 10-11
- *34 直木孝次郎「国家の発生」『岩波講座日本の歴史1 原始および古代』岩波書店 1962年 p. 19
- *35 原田敏明「古代宗教論」『岩波講座日本の歴史2 古代〔2〕』岩波書店 1962年 p. 291
- *36 都出前掲書 p. 14
- *37 諸富徹『私たちはなぜ税金を納めるのか』新潮社 2013年 p. 21
- *38 渡辺洋三『法とは何か』岩波書店 1979年 p. 95
- *39 同書 p. 95
- *40 松木前掲書 p. 163

*41 網野善彦『日本中世の民衆像』岩波書店 1980年 p.95

*42 網野善彦『日本の歴史をよみなおす (全)』筑摩書房 2005年 p.197

*43 池上 惇『財政学』岩波書店 1990年 p.9